

【経済産業委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出16件（うち本院先議6件）であり、このうち内閣提出15件（うち本院先議5件）を可決し、内閣提出1件（本院先議）を修正議決した。なお、前国会から継続審査となっていた参議院議員提出1件は撤回した。

また、本委員会付託の請願7種類113件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

株式会社産業再生機構法案は、金融面における不良債権問題の解決を図る一方、産業面における過剰債務企業の経営資源を再生し、過剰供給構造を解消するための産業再編を促進するため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対して、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援し、産業再生と金融再生とを一体的に取り組むことが必要とされたことにかんがみ、平成14年10月に経済財政諮問会議で決定された「改革加速のための総合対応策」の中で「産業再生機構(仮称)」の創設が明記され、また、同年12月に「産業再生・雇用対策戦略本部」で決定された「企業・産業再生に関する基本指針」の中では、預金保険機構の出資を得て株式会社産業再生機構を創設すること、産業再生機構の運営の基本的考え方、産業再生機構が債権を買い取る基準などが具体的に示されたこと等を受けて、今国会に提出されたものである。

本法律案の主な内容は、①産業再生機構は主務大臣の認可により設立する株式会社とし、産業再生機構に、再生支援の決定、債権買取り及び債権処分の決定等の権限を有する産業再生委員会を設置する、②産業再生機構は過大な債務を負っている事業者とその債権者である金融機関等の連名による申込みを受け、支援基準に従って再生支援をするかどうかを決定し、支援決定を行ったときは、関係金融機関等に対し、産業再生機構に対する債権買取り等の申込み又は事業再生計画への同意の回答を求める、また、回答に係る債権額が対象事業者の再生支援に必要な額に達したときは、対象事業者に対して金融機関等の有する債権の買取り等を行う、③産業再生機構の債権の買取り等は平成16年度末まで行い、買取決定から3年以内に買い取った債権等の処分を行うよう努める等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、①産業再生機構は、雇用の安定等に配慮しつつ、我が国の産業の再生を図るとともに、金融機関等の不良債権の処理の促進による信用秩序の維持を図るものとする、②産業再生機構は、再生支援の決定に当たっては、再生支援の申込みをした事業者における事業再生計画について労働者との協議状況等に配慮しなければならない等の修正が行われた。

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、株式会社産業再生機構法の施行に伴い、預金保険機構が整理回収機構に委託して行っている健全金融機関からの資産買取りの申込み期間を1年間延長するとともに、中小企業信用保険法を改正し、産業再生機構に貸付債権が譲渡され、借入れが減少している中小企業者のうち、事業再生が可能な者をセーフティネット保証の対象に追加する等の規定を整備するものであ

る。

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案は、同法施行後、我が国経済の生産性は一旦回復基調にあったものの、近年、産業における過剰供給構造、過剰債務問題が深刻化し、設備投資の低迷、生産性の再度低下が生じていることにかんがみ、「改革加速のための総合対応策」の中で、平成14年度末に期限が切れる産業活力再生特別措置法の抜本的拡充・強化の必要性が明記されたことを受けて、今国会に提出されたものである。本法律案の主な内容は、現行の事業再構築計画に加えて、過剰供給構造の解消を目指した共同事業再編計画に基づく事業活動の支援、経営資源再活用計画に基づく生産性向上の取組に対する支援、計画の認定を受けた事業者が行う組織再編等に対する商法上の手続き及び課税の特例、中小企業再生支援協議会の設置等による中小企業の再生への取組に対する指導及び助言等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、施行期日を平成15年4月1日から公布の日に改める等の修正が行われた。

委員会においては、以上の3法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、産業再生機構創設の必要性、債権買取価格の在り方、事業再生計画における雇用への配慮、中小企業の事業再生支援の強化策等について質疑が行われ、3法律案に対する日本共産党の反対討論の後、順次採決の結果、3法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、株式会社産業再生機構法案に対して7項目、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案に対して2項目の附帯決議がそれぞれ付された。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案は、近年の経済のサービス化・ソフト化の進展に伴い、サービス業、運輸・通信業等サービス分野の取引が増加し、役務の委託に係る下請取引が拡大する中で、支払遅延、やり直しの要求、代金値引き、商品の購入要請等の行為が指摘され、このため、公正取引委員会の企業取引研究会は役務の委託取引の公正化、経済環境の変化に即応した優越的地位の濫用規制等に係る下請代金支払遅延等防止法の在り方を中心に検討を行い、平成14年11月に取りまとめられた報告書を踏まえて、今国会に提出されたものである。

本法律案の主な内容は、①委託取引の対象として、情報成果物作成委託、役務提供委託及び金型製造委託を追加すること、②親事業者の遵守すべき事項として、親事業者が下請事業者に対し自己の指定する役務を強制して利用させてはならないこと等を追加すること、③公正取引委員会が勧告した場合、必要に応じて公表できるよう関係規定を整備すること、④書面の交付義務違反に対する罰金の上限額を3万円から50万円に引き上げること等の措置を講じようとするものである。

下請中小企業振興法の一部を改正する法律案は、委託を受けて情報成果物作成、役務提供等を業として行う中小企業者を下請中小企業振興の対象として追加すること、振興事業計画の業種指定を廃止し、組合以外の任意グループも親事業者と振興事業計画を作成できること、振興事業計画の承認を受けた下請中小企業に対して、売掛金債権担保保険の特例を導入すること等の措置を講じようとするものである。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案は、小規模企業共済制度の長期的な安定を図るため、資産運用環境の変化に即応できるよう、共済金額等を政令で定めるように改めるとともに、資産運用責任の明確化を図るため、運用責任者に対して忠実な職務の遂行義務を課す等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案については、参考人から意見を聴取するとともに、下請代金支払遅延等防止法の適用対象業種拡大に対する考え方、親事業者と下請事業者を画する資本金基準細分化の必要性、下請中小企業振興対策の在り方、共済資産の運用改善に対する取組等について質疑が行われた。質疑終局後、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）を代表して木俣理事より、発注書面の交付時期に関する改正規定を削除することのほか、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに給付内容を変更させることなどによって、下請事業者の利益を不当に害してはならないとする規定を親事業者の遵守事項に追加すること等を内容とする修正案が提出された。次いで討論に入り、小規模企業共済法の一部を改正する法律案に対する日本共産党の反対討論の後、順次採決の結果、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって修正議決された。なお、5項目の附帯決議が付された。下請中小企業振興法の一部を改正する法律案は、多数をもって原案どおり可決された。小規模企業共済法の一部を改正する法律案は、多数をもって原案どおり可決された。なお、4項目の附帯決議が付された。

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案は、中央省庁等再編後の状況の変化等を踏まえ、総務省の外局として置かれている公正取引委員会を内閣府の外局に移行させようとするものである。なお、衆議院において、施行期日を平成15年4月1日から公布の日に改める修正が行われた。委員会においては、公正取引委員会を内閣府に移行させる理由、公正取引委員会の機能強化等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、2項目の附帯決議が付された。

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案は、歳出・歳入構造の見直しを含めたエネルギー政策の見直しが進められる中、地球温暖化対策及び廃棄物・リサイクル問題に対応するため、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の支援対象として、海外におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制事業、使用済物品等の発生抑制及び再生部品の利用促進に関する事業を追加するとともに、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正し、経済産業大臣及び環境大臣が行う施策に対し必要な財政上の措置等を講じようとするものである。

発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案は、長期的な電力の安定供給及び地球温暖化問題に対応するため、発電用施設周辺地域整備法の支援対象である発電用施設を、長期固定電源である原子力、水力等に重点化し、従来の公共用施設に加えて、周辺地域における住民の生活の利便性向上や産業振興を図る事業に対して支援するとともに、電源開発促進対策特別会計法の支出対象を原子力、水力等に重点化し、原子力発電施設等の立地の進展に伴う将来的な財政需要増に備えるため、周辺地域整備資金を設置する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、石油特会を環境省と共管にした理由、

電源三法交付金の在り方、石炭課税と環境税との関係等について質疑が行われ、両法律案に対する日本共産党の反対討論の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案に対して6項目、発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案に対して5項目の附帯決議がそれぞれ付された。

特許法等の一部を改正する法律案は、出願者間の費用負担の不均衡を是正するため、特許関係料金の改定等を行うとともに、迅速かつ的確な紛争処理を実現するため、異議申立制度と無効審判制度とを一本化する等の措置を講じようとするものである。

不正競争防止法の一部を改正する法律案は、事業者の営業上の利益を適正に保護し、事業者間の公正な競争を確保するため、営業上の利益侵害によって生じた損害額の立証を容易化する規定を導入するとともに、営業秘密を不正に取得・使用・開示した者に対する処罰規定を設ける等の措置を講じようとするものである。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案は、公正な競争の確保による一般消費者の利益の一層の保護を図るため、商品又は役務の性能、効果等について合理的な根拠がない表示を不当表示として規制する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、特許関係料金制度の在り方、特許審査体制の充実、営業秘密保護の実効性の確保、不当表示規制強化の必要性等について質疑が行われ、特許法等の一部を改正する法律案に対する日本共産党の反対討論の後、順次採決の結果、特許法等の一部を改正する法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、8項目の附帯決議が付された。不正競争防止法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、2項目の附帯決議が付された。不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案は、電気事業及びガス事業について、供給システム改革による安定供給の確保、環境への適合及びこれらの下での電力・ガス供給に関する需要家選択肢の拡大を図るため、ネットワーク部門における託送供給に係る情報の目的外利用の禁止等の措置を講ずるとともに、特殊法人等の改革を推進するため、電源開発促進法を廃止し、電源開発株式会社を民営化しようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、電気事業及びガス事業の自由化範囲拡大に対する考え方、原子力発電についての今後の投資環境整備の在り方、電源開発株式会社の民営化に当たっての財務基盤強化の取組等について質疑が行われ、日本共産党の反対討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、9項目の附帯決議が付された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、化学物質の管理の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、化学物質の人への健康被害の防止を目的とした規制に加え、新たに動植物への影響に着目した審査・規制制度を導入するとともに、高蓄積性のない新規化学物質が一定数量以下の製造・輸入である場合、審査の特例を設ける等の措置を講じようとするものである。

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、近年、揮発油にアルコールを大量に混合させた「高濃度アルコール含有燃料」を自動車用燃料として使用する

ことに伴う事故が発生している状況を踏まえ、混合燃料についても安全規制の対象とするための措置を講じようとするものである。

委員会においては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案について環境委員会との連合審査を行うとともに、両法律案を一括して議題とし、生態系への影響に着目した審査・規制の在り方、既存化学物質の安全性点検の取組、バイオマス・アルコール等新燃料への対応等について質疑が行われ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する日本共産党の反対討論の後、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、経済産業省が所管する消費生活用製品安全法等の9法律に基づく検査、登録等の事務・事業について、指定・認定制度を登録制度に改める等の措置を講じようとするものである。委員会においては、営利法人の参入促進と製品等の安全性の確保、公益法人に対する優遇措置の是正等について質疑が行われ、日本共産党の反対討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

3月20日、経済産業行政の基本施策及び公正取引委員会の業務について質疑が行われ、イラク攻撃の国内経済への影響と政府のエネルギーを含む諸対応策、原子力発電のバックエンド対策についての政府の姿勢、中小企業に対する特許料等の減免措置適用要件の緩和、FAZ法の実績と総務省の行政評価を踏まえた今後の経済産業省の取組、東武ガスのガス漏れ事故の現状と対応、資金繰り円滑化借換保証の活用状況、女性起業家に対する支援充実の必要性、消費税の事業者免税点制度の適用上限の引下げが中小小売業に与える影響等について質疑が行われた。

3月26日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度公正取引委員会、経済産業省予算の審査を行い、資金繰り円滑化借換保証制度の保証実績及び同制度のPRの必要性、産業競争力の将来見通しと今後の産業育成策、イラク紛争が我が国経済に及ぼす影響、原子力発電所の運転再開に向けた見通し、高速増殖炉「もんじゅ」の高裁判決と今後のプルサーマル計画への取組、シックハウスに対する関係各省庁の取組、地下室マンションの建築に対する国の指導の必要性、国連の内部文書によるイラク攻撃での主な被害予測に対する大臣の所見、イラク戦争の中長期化による我が国エネルギーへの影響、産業の空洞化に関する現状認識と対策、中国に対するODAの在り方等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成15年3月18日（火）（第1回）

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 経済産業行政の基本施策に関する件について平沼経済産業大臣から所信を聴いた。
- 平成14年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成15年3月20日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について平沼経済産業大臣、矢野外務副大臣、西川経済産業副大臣、高市経済産業副大臣、西川経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年3月24日（月）（第3回）

- 株式会社産業再生機構法案（閣法第3号）（衆議院送付）
株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
以上両案について谷垣産業再生機構（仮称）担当大臣から趣旨説明を、株式会社産業再生機構法案（閣法第3号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田中慶秋君から説明を聴き、
産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年3月25日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式会社産業再生機構法案（閣法第3号）（衆議院送付）
株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）
以上3案について平沼経済産業大臣、谷垣産業再生機構（仮称）担当大臣、伊藤内閣府副大臣、高市経済産業副大臣、西川経済産業副大臣、根本内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行企画室審議役山口廣秀君に対し質疑を行った。

○平成15年3月26日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成15年度一般会計予算（衆議院送付）
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（公正取引委員会）、経済産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門）について平沼経済産業大臣及び竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、西川経済産業副大臣、高市経済産業副大臣、矢野外務副

大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年3月27日（木）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○株式会社産業再生機構法案（閣法第3号）（衆議院送付）

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上3案について修正案提出者衆議院議員田中慶秋君、平沼経済産業大臣、谷垣産業再生機構（仮称）担当大臣、高市経済産業副大臣、西川経済産業副大臣、伊藤内閣府副大臣、根本内閣府副大臣、中馬国土交通副大臣、森山財務大臣政務官、西川経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行理事白川方明君に対し質疑を行った。

○公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について福田内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成15年3月28日（金）（第7回）

○株式会社産業再生機構法案（閣法第3号）（衆議院送付）

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上3案について参考人プライスウォーターハウスクーパース・フィナンシャル・アドバイザー・サービス株式会社取締役パートナー田作朋雄君、日本労働組合総連合会総合政策局長成川秀明君及び元野村證券株式会社副社長・元住友ライフ・インベストメント株式会社代表取締役社長斉藤惇君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年4月1日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○株式会社産業再生機構法案（閣法第3号）（衆議院送付）

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上3案について谷垣産業再生機構（仮称）担当大臣、平沼経済産業大臣、根本内閣府副大臣、高市経済産業副大臣、西川経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第3号）賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連

(閣法第4号) 賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連

(閣法第5号) 賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連

なお、株式会社産業再生機構法案(閣法第3号)(衆議院送付)及び産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について福田内閣官房長官、吉田総務大臣政務官及び竹島公正取引委員会委員長に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第7号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成15年4月15日(火)(第9回)

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第82号) 揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第83号)

以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第82号) について環境委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成15年4月16日(水)

経済産業委員会、環境委員会連合審査会(第1回)

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第82号) について鈴木環境大臣、平沼経済産業大臣、西川経済産業副大臣、弘友環境副大臣、太田農林水産副大臣、桜田経済産業大臣政務官、渡辺厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成15年4月17日(木)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第82号) 揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第83号)

以上両案について平沼経済産業大臣、西川経済産業副大臣、若松総務副大臣、西川経済産業大臣政務官、森山財務大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第82号)について討論の後、いずれも可決した。

(閣法第82号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産

(閣法第83号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 なし

なお、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第82号）について附帯決議を行った。

○平成15年4月22日（火）（第11回）

- エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）

発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年4月24日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）

発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について平沼経済産業大臣、西川経済産業副大臣、高市経済産業副大臣、弘友環境副大臣、西川経済産業大臣政務官、桜田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第11号) 賛成会派 自保、公明、国連

反対会派 民主、共産

(閣法第12号) 賛成会派 自保、公明、国連

反対会派 民主、共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月8日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）について平沼経済産業大臣、西川経済産業副大臣、高市経済産業副大臣、根本内閣府副大臣、増田法務副大臣、森山財務大臣政務官、西川経済産業大臣政務官、桜田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第112号) 賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連

○平成15年5月13日（火）（第14回）

- 特許法等の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）
不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）
以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴き、
不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）
について福田内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月15日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特許法等の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）
不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）
不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）
以上3案について平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣、木村厚生労働副大臣、
西川経済産業副大臣、小林財務副大臣、西川経済産業大臣政務官、渡辺農林水産大
臣政務官、森田厚生労働大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に
対し質疑を行い、特許法等の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）
について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第62号）賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産

（閣法第63号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし

（閣法第64号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし

なお、特許法等の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）及び不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成15年5月20日（火）（第16回）

- 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（閣法第90号）について福田内閣官房長官から趣旨説明を聴き、
下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第91号）
小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第92号）
以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月22日（木）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（閣法第90号）
下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第91号）
小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第92号）

以上3案について平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣、伊藤内閣府副大臣、森

田厚生労働大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月27日（火）（第18回）

○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（閣法第90号）について参考人早稲田大学商学部教授鶴飼信一君、社団法人日本金型工業会会長・大垣精工株式会社代表取締役社長上田勝弘君及び全国ソフトウェア協同組合連合会専務理事・首都圏コンピュータ技術者協同組合理事長横尾良明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（閣法第90号）

下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第91号）

小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第92号）

以上3案について平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣、西川経済産業副大臣、岩城国土交通大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（第154回国会参第5号）の撤回を許可した。

○小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第92号）について討論の後、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（閣法第90号）を修正議決し、

下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第91号）

小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第92号）

以上両案をいずれも可決した。

（閣法第90号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 なし

（閣法第91号）賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産

（閣法第92号）賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産

欠席会派 国連

なお、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（閣法第90号）及び小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第92号）についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成15年5月29日（木）（第19回）

○電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案（閣法第79号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年6月3日（火）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

について平沼経済産業大臣、西川経済産業副大臣、西川経済産業大臣政務官、森山財務大臣政務官、桜田経済産業大臣政務官、岸総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月5日（木）（第21回）

- 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案（閣法第79号）（衆議院送付）について参考人社団法人日本経済団体連合会副会長・新日本製鐵株式会社代表取締役会長千速晃君、作家・慶應義塾大学文学部教授荻野アンナ君及び東洋大学経済学部教授植草益君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月10日（火）（第22回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案（閣法第79号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第79号）賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成15年7月24日（木）（第23回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第323号外112件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

株式会社産業再生機構法案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、我が国の産業の再生と信用秩序の維持を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社産業再生機構を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 設立等

- (1) 株式会社産業再生機構（以下「産業再生機構」という。）は、主務大臣の認可により、一を限って設立される。
- (2) 預金保険機構は、産業再生機構の発行済株式の2分の1以上を保有しなければならない。

2 産業再生委員会

- (1) 産業再生機構に、産業再生委員会を置く。
- (2) 産業再生委員会は、産業再生機構の取締役の中から、3人以上7人以内の委員を選定して組織する。
- (3) 産業再生委員会は、再生支援の決定、債権の買取り等（債権の買取り又は貸付債権の信託の引受け）の決定、債権又は持分の処分の決定等、産業再生機構の業務運営に関する重要な事項を決定する。

3 支援基準

主務大臣は、事業所管大臣の意見を聴いて、産業再生機構が再生支援の決定又は債権の買取り等の決定に当たって従うべき支援基準を定める。

4 産業再生機構の業務

- (1) 産業再生機構は、過大な債務を負っている事業者とその債権者である1以上の金融機関等との連名による事業再生計画を添付した申込みを受けたときは、あらかじめ主務大臣及び事業所管大臣の意見を聴いて、支援基準に従って、再生支援をするかどうかを決定する。
- (2) 産業再生機構は、支援決定を行ったときは、対象事業者の債権者である関係金融機関等に対し、債権の買取りの申込み又は事業再生計画への同意の回答（買取申込み等）をするよう求めなければならない。
- (3) 産業再生機構は、回答期間が満了し、又はすべての関係金融機関等から回答があったときは、あらかじめ主務大臣の意見を聴いて、債権の買取り等をするかどうかを決定しなければならない。
- (4) 産業再生機構は、買取申込み等期間の末日を、平成17年3月31日以前の日としなければならない。
- (5) 産業再生機構が債権の買取りを行う場合の価格は、支援決定に係る事業再生計画を勘案した適正な時価を上回ってはならない。
- (6) 産業再生機構は、債権又は持分の処分を行おうとするときは、あらかじめ主務大臣の意見を聴かなければならない。また、買取決定の日から3年以内に、すべての債権

又は持分の処分を行うよう努めなければならない。

5 その他

(1) 政府保証及び損失補助

イ 政府は、産業再生機構の資金調達（借入れ又は社債の発行）に対して保証を行うことができる。

ロ 政府は、産業再生機構が解散時に債務超過となった場合、損失補助を行うことができる。

(2) 預金保険機構の業務の特例等

イ 預金保険機構は、産業再生機構の設立の発起人となり、及び産業再生機構に対し出資を行う。

ロ 政府は、イの業務のため、預金保険機構の資金調達（借入れ又は預金保険機構債券の発行）に対して保証を行うことができる。

(3) この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。

(4) 関係施策及び関係機関との協力

イ 産業再生機構は、再生支援に当たっては、産業活力再生特別措置法による支援措置との連携をとるよう努めなければならない。

ロ 産業再生機構は、債権の買取りに際しての適正な時価の算定等のために必要があると認めるときは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求めることができる。

ハ 産業再生機構は、預金保険機構及び特定協定銀行（整理回収機構）との協力の充実に努めつつ、適正かつ効率的に業務を実施するよう努めなければならない。

ニ 政府関係金融機関等は、対象事業者に対する債務の免除等に協力するよう努める。

(5) この法律は、一部を除き、公布の日から2月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(6) 政府は、施行後2年以内に、施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、産業再生機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

なお、本法律案については、衆議院において、産業再生機構は、①雇用の安定等に配慮しつつ、我が国の産業の再生を図るとともに、金融機関等の不良債権の処理の促進による信用秩序の維持を図ること、②再生支援をするかどうかを決定するに当たっては、再生支援の申込みをした事業者における事業再生計画についての労働者との協議の状況等に配慮しなければならないこと、③再生支援の申込みをした事業者が中小規模の事業者である場合において再生支援をするかどうかを決定するに当たっては、当該事業者の企業規模を理由として不利益な取扱いをしてはならないことを追加する修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 事業の再生については、市場における企業の自主的な取組を尊重することを原則とし、産業再生機構（以下「機構」という。）が事業の再生支援の決定を行うに当たっては、過度の介入により安易な企業の延命を図ることのないよう、公正かつ中立的な観点から

判断を行うものとする。

- 2 機構は、事業者が、労働者の理解と協力を得て、事業再生計画を策定及び実施しているか等、関係労働組合との協議の状況について、十分な確認を行うものとする。
- 3 機構は、支援基準を運用し、事業の再生支援を行うに当たっては、中小企業者の事業の実態等を勘案し、支援基準の運用に当たっても、機構による再生支援を中小企業者が十分活用し得るよう努めるものとする。
- 4 事業所管大臣は、事業分野別支援基準を作成する際、及び個別事業の支援決定において機構に意見を述べる際には、機構の中立的立場を阻害することのないよう配慮しつつ、対象事業者の属する関係事業者の意見等を踏まえて実施するものとする。
- 5 産業再生委員会の運営に当たっては、経営者を代表する者及び労働者を代表する者の知見がそれぞれ反映されるようにするものとする。
- 6 機構は、事業の再生支援を行うに当たり、過去に金融機関等から債務の免除等の支援を受けたことがある事業者については、基準に基づき厳正に判断する等、事業者のモラルハザードを招かないように努め、あわせて、機構の損失拡大の防止に十分配慮するものとする。
- 7 政府は、業務の運営の透明性を確保するため、支援基準について可能な限り具体的に定めるよう努力するとともに、機構は、企業秘密に配慮しつつ、債権の買取り及び処分について、積極的に情報の公開に努めるものとする。

右決議する。

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (閣法第4号)

【要旨】

本法律案は、株式会社産業再生機構法の施行に伴い、破綻金融機関等以外の金融機関からの預金保険機構への資産の買取りの申込みの期間を1年間延長するとともに、中小企業信用保険法その他の関係法律について、規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業信用保険法の一部改正

株式会社産業再生機構（以下「産業再生機構」という。）に貸付債権が譲渡され、借入が減少している中小企業者のうち、経済産業大臣の定める基準に適合することにより事業の再生が可能であると認められる者を経営安定関連保証（セーフティネット保証）の対象に加える。

2 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正

(1) 預金保険機構は、次の場合、産業再生機構から資産を買い取ることができる。

イ 産業再生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合

ロ 産業再生機構から資産の買取りに係る入札の実施の広告又は申出がなされた場合

(2) 預金保険機構は、(1)のイ又はロの場合、特定協定銀行（以下「整理回収機構」という。）に委託して産業再生機構から資産を買い取ることができる。

(3) 預金保険機構が行っている破綻金融機関等以外の金融機関からの資産の買取り（整

理回収機構に委託する場合を含む)につき、その申込みの期間を1年間延長し、平成17年3月31日までとする。

3 施行期日

この法律は、一部を除き、株式会社産業再生機構法の施行の日から施行する。

4 検討

政府は、施行後5年以内に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘案しつつ、1による改正後の中小企業信用保険法第2条第3項第8号(セーフティネット保証の拡充)の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第5号)

【要旨】

本法律案は、我が国産業の活力の再生を速やかに実現するため、過剰供給構造の解消に資する共同事業再編、経営資源の再活用、事業革新設備の導入その他の事業活動を促進するとともに中小企業の活力の再生を支援しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本指針及び事業分野別指針

- (1) 経済産業大臣は、我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。
- (2) 主務大臣は、基本指針に基づき、所管する事業分野のうち、過剰供給構造にある事業分野であつて当該事業分野の特性に応じた産業の活力の再生を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野における産業の活力の再生に関する指針(以下「事業分野別指針」という。)を定めることができる。

2 共同事業再編計画、経営資源再活用計画及び事業革新設備導入計画の創設等

- (1) 現行の事業再構築計画に加え、新たに共同事業再編計画(過剰供給構造にある同一の事業分野に属する2以上の事業者が共同で事業再編を実施する計画)、経営資源再活用計画(合併、営業の譲受け等により他の事業者から事業を承継し、当該事業に係る経営資源を有効活用して当該事業の生産性の向上を目指した計画)及び事業革新設備導入計画(事業者が事業革新に必要な設備を導入する計画)を創設し、支援措置を講ずる。
- (2) 事業者は、平成20年3月31日までに主務大臣に各計画を提出し、認定を受けることができる。
- (3) 主務大臣は、認定の申請があつた場合において、各計画が基本指針及び事業分野別指針に照らし適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をする。
- (4) 認定事業者に対する商法等の特例
 - イ 現物出資、財産引受、事後設立及び新株発行等に係る現物出資を行う場合において、裁判所が選任する検査役の調査を要しない。
 - ロ 株主総会の特別決議を必要としない簡易組織再編の範囲を純資産額等の20分の1以内から5分の1以内に拡大する。

- ハ 中間配当として、株主に子会社株式を交付することができる。
- ニ 株式交換、吸収分割又は吸収合併を行う際に、新株の発行に代えて、金銭又は親会社株式等を交付することができる。
- ホ 会社分割を行う際に、社債権者に対する催告手続を緩和し、社債管理会社に催告を行うことにより社債権者は催告を受けたものとみなす。
- ヘ 減資と同時にそれを上回る増資を行う場合に、株主総会の特別決議を不要とし、取締役会の決議で足りることとする。

(5) 認定事業者に対する課税の特例

共同出資会社を設立するために現物出資を行う場合には、租税特別措置法の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。また、施設の撤去又は設備の廃棄について、租税特別措置法の定めるところにより、法人税の欠損金の繰越し又は法人税の還付についての特別措置を講ずる。

(6) 産業基盤整備基金の業務の特例

産業基盤整備基金は、認定事業者又はその関係事業者が事業革新設備を取得し、又は製作するのに必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務保証等を行う。

(7) 中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険の普通保険、無担保保険又は特別小口保険に、経営資源再活用関連保証を設け、保険の付保限度額を別枠化し、てん補率を引き上げるとともに、保険料率を引き下げる。

(8) 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例

中小企業等投資事業有限責任組合の投資対象を拡大し、認定事業者、一定の要件を満たす事業者（財務内容が悪化している事業者）及びこれらの事業者の関係事業者を加える。

3 中小企業の再生支援

- (1) 経済産業大臣は、中小企業の再生支援に関する基本的な指針（以下「中小企業再生支援指針」という。）を定めなければならない。
- (2) 中小企業再生支援指針に基づき、経済産業大臣の認定を受けた商工会議所等（認定支援機関）に中小企業再生支援協議会を設置し、中小企業の再生への取組に対する指導及び助言等の業務（以下「中小企業再生支援業務」という。）を行う体制を整備する。
- (3) 中小企業再生支援協議会の決定を経た中小企業再生支援業務に係る事業の実施に必要な資金の確保に当たっては、信用保証協会の債務保証を受けることができる。
- (4) 中小企業総合事業団の業務に、中小企業の再生を支援する中小企業等投資事業有限責任組合に対する出資を追加する。

4 その他

- (1) この法律は、平成15年4月1日から施行する。
- (2) 政府は、平成20年3月31日までの間に、廃止を含めて見直しを行う。

なお、本法律案については、衆議院において、施行期日を公布の日に改めること、事業再構築計画に関する経過措置等を設けること、施行期日の修正に伴い租税特別措置法について所要の規定の整備を行うことを内容とする修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 産業の再構築に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期すため、労働者の保護に関する問題については、引き続きその対応の在り方について検討すること。
- 2 不良債権処理の加速化により、企業の倒産・整理が高水準で推移することが予想されることから、労働債権が労働者のセーフティネットとなり得るよう、その対応の在り方について検討すること。

右決議する。

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の適正な執行を確保することの重要性にかんがみ、総務省の外局として総務大臣の所轄に属するものとされている公正取引委員会を、内閣府の外局として内閣総理大臣の所轄に属するものとするために、独占禁止法、国家行政組織法、内閣府設置法、総務省設置法等関係法律の規定を整備するものである。

なお、本法律案については、衆議院において、施行期日を「平成15年4月1日」から「公布の日」に改める修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 近年における公正取引委員会の業務量の増大並びに業務内容の複雑化及び高度化にかんがみ、自由かつ公正な競争の実効的な確保及び法の厳正な執行による抑止力の強化を図るため、公正取引委員会の審査機能及び審査体制を、早急かつ抜本的に強化するよう努めること。
- 2 独占禁止法について、違反行為に対する措置体系の抜本的な見直しの検討を含め、その一層厳正な執行力の強化を図るとともに、規制改革の推進、消費者政策の強化、不当廉売への厳正な対処及び中小企業取引の公正化等につき、経済社会の環境の変化に即応した適切な対応を図ること。

右決議する。

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要旨】

本法律案は、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の期限を延長し、海外の工場又は事業場におけるエネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制に係る事業活動並びに使用済物品等の発生の抑制及

び再生部品の利用に係る事業活動についての支援策を講ずるとともに、エネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素の排出を抑制するために経済産業大臣又は環境大臣が行う施策に対し必要な財政上の措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正

(1) 題名の変更

題名をエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に改める。

(2) 特定事業活動の追加

特定事業活動に次に掲げる措置の実施を加える。

イ 海外において事業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置又は改善によりエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するために必要な措置の実施

ロ 使用済物品等及び副産物の発生抑制（リデュース）並びに再生部品の利用（リユース）に関する事業活動の促進のために必要な措置の実施

(3) 支援機関の変更

政策支援のための業務（債務保証及び利子補給等）を行う機関を、産業基盤整備基金から独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に変更する。

(4) 法の廃止期限の延長

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法が廃止するものとされる期限を平成25年3月31日まで延長する。

2 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正

(1) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策の追加

石油及びエネルギー需給構造高度化対策に、内外における石油代替エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの使用の合理化によりエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のためにとられる施策であって経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置を加える。

(2) 出資等の規定の整備

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構への出資金に、工場・事業場におけるエネルギー使用合理化設備の設置等に必要な資金の借入れに対する債務保証に係る出資を加え、産業基盤整備基金に係る出資規定を削除する。

3 施行期日

この法律は、一部を除き、平成15年10月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる地球規模の問題であり、すべての国・地域の参加なくして解決は望めないため、米国や途上国を含めた真に望ましい国際的ルールができるよう最大限の努力を行うこと。

2 京都議定書における我が国の温室効果ガス削減目標達成に向け、産業・民生・運輸部

門における省エネルギーに対する支援策を一層推進し、新エネルギー等環境負荷の少ないエネルギーの普及・技術開発を促進すること。

- 3 原子力は、エネルギーの安定供給の確保と京都議定書における二酸化炭素削減目標の達成の観点から不可欠な電源であることにかんがみ、増加するエネルギー需要を満たしつつ、地球温暖化防止のため必要となる原子力発電所の新增設計画を、安全確保を前提として、着実に実行するよう努めること。
- 4 省エネ・リサイクル支援法の助成対象となる特定事業活動及び特定設備について、施行状況等を勘案して、必要に応じ対象の見直し、助成措置の充実・強化を図ること。
- 5 地球温暖化問題の解決と経済発展の同時達成に向けた取組が不可欠であることにかんがみ、廃棄物の発生抑制、部品等の再利用の促進に当たっては、実用化のための技術研究開発に対する支援策を積極的に行うとともに、中小企業等の環境関連産業の育成を図り、新たな需要や雇用の創出に努めること。
- 6 省資源・循環型社会形成に向け、エネルギーの多消費につながるライフスタイルを見直し、意識の改革を図るため、国民に対する啓発活動、広報体制の充実に努めること。
右決議する。

発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要旨】

本法律案は、長期間にわたり安定的でありかつ二酸化炭素の排出の低減にも資する電力の供給源である原子力発電施設等の発電用施設につき、その周辺地域における住民の生活の利便性の向上等に寄与する事業を促進するとともに、その利用の促進及び安全の確保を図るために必要な財政上の措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 発電用施設周辺地域整備法の一部改正

(1) 目的の改正

法律の目的を、電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとってきわめて重要であることにかんがみ、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することに改める。

(2) 発電用施設の定義の整備

「発電用施設」の定義を、原子力発電施設、水力発電施設若しくは地熱発電施設又は火力発電施設（沖縄県の区域に設置されるものに限る。）で、政令で定める者が設置する政令で定める規模以上のもの及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設で、政令で定めるものに改める。

(3) 公共用施設整備計画の名称変更及び利便性向上等事業計画の創設

イ 整備計画を公共用施設整備計画に改める。

ロ 都道府県知事は、周辺地域について住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に

寄与する事業（公共用の施設の整備を除く。）で政令で定めるものに関する計画（以下「利便性向上等事業計画」という。）を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

ハ 利便性向上等事業計画は、周辺地域の住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業の概要、経費の概算等について定める。

ニ 主務大臣は、利便性向上等事業計画が適当なものであると認められるときは、協議により、これに同意する。国は、予算の範囲内において、地方公共団体に対し、主務大臣が同意した利便性向上等事業計画に基づく事業に係る費用に充てるため、交付金を交付することができる。

(4) 中小企業信用保険法の特例の創設

主務大臣が同意した利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として都道府県知事の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係る債務の保証について、中小企業信用保険法の特例を適用することができる。

2 電源開発促進対策特別会計法の一部改正

(1) 電源利用対策の設置等

イ 電源立地対策として、発電用に供する施設の設置に係る措置に加えて、運転の円滑化に資するための財政上の措置を新たに講ずる。

ロ 「電源多様化対策」を「電源利用対策」に改め、発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置をいう。

(2) 電源利用勘定の設置

「電源多様化勘定」を「電源利用勘定」に改める。

(3) 周辺地域整備資金の設置及び関連規定の整備

イ 電源立地勘定に周辺地域整備資金を置き、予算で定めるところにより、同勘定からの繰入金等をもってこれに充てる。

ロ 周辺地域整備資金は、周辺地域整備交付金及び政令で定める財政上の措置に要する費用を支弁するため必要があるときは、予算で定めるところにより、電源立地勘定の歳入に繰り入れることができる。

ハ 周辺地域整備資金の受払は、電源立地勘定の歳入歳出外として経理する。

ニ 電源立地勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち、政令で定める金額は、周辺地域整備資金に組み入れ、なお剰余があるときは、同勘定の翌年度の歳入に繰り入れる。

3 施行期日

この法律は、平成15年10月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 電力の安定供給の確保にいささかの支障も来すことのないよう、現在、運転が停止している原子力発電施設について、徹底した安全確保を大前提とした上で、立地地域の住民等に対する積極的な情報提供等により、早期の運転再開に向けた理解促進に努めること。

- 2 利便性向上等事業計画に基づく事業については、歳出対象が無限に拡大し、制度の趣旨に照らして必要性が疑われることのないよう、事業計画の厳正な審査を行うこと。
- 3 周辺地域整備資金に関しては、電源立地の推進に向けた理解促進活動により、過剰な資金が滞留することのないよう一層努めるとともに、電源開発計画の進捗状況や周辺地域整備資金の資金規模の推移等に応じ、電源立地勘定の歳出・歳入構造の見直しを含め、引き続き検討を行うこと。
- 4 電源開発促進税の実質的な納税者が国民であることにかんがみ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、電源三法交付金の厳正な執行に努めるとともに、事業の成果を適切に評価し、情報公開に努めること。
- 5 エネルギー政策基本法の規定に基づくエネルギー基本計画を定めるに当たり、我が国のエネルギー政策における原子力の位置付けとともに、国、地方公共団体及び事業者の役割を明確化すること。
右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第62号）

【要旨】

本法律案は、知的財産の迅速かつ的確な保護の要請に対応し、特許法等の産業財産権関係法律について、特許権の取得等に係る費用負担の適正化、迅速かつ的確な紛争処理の実現、特許制度の国際的調和を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特許関連料金制度の見直し

- (1) 特許料及び特許出願料を引き下げ、出願審査請求料を引き上げる。
- (2) 特許庁への出願審査請求後において、拒絶理由の通知（審査の結果、特許を受ける発明の条件を満たしていない旨あらかじめ出願人に通知）があるまでの間に、特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、出願人からの請求により出願審査請求料の一部を返還する制度を導入する。
- (3) 特許料等の減免措置の見直し
 - イ 特許料及び出願審査請求料の減免措置の対象に、地方公共団体の試験研究機関等を追加する。
 - ロ 特許料及び出願審査請求料の減免措置の対象者が権利を共有する場合は、その持分に応じて各自が減免措置の適用を受けられるよう規定を整備する。

2 特許に関する紛争処理制度の見直し

- (1) 特許の有効性を争う制度として併設されている異議申立制度と無効審判制度とを新たな無効審判制度に統合し、新無効審判制度を請求できる者の範囲を「利害関係人」から「何人も」に拡大する。
- (2) 訂正審判を請求できる期間の制限
裁判所における特許無効審判の審決取消訴訟中に、特許権者が特許庁に対して特許の訂正審判を請求することにより、特許庁と裁判所間で事件が行き来する状況を回避し、紛争の迅速な解決を図るため、特許権者が訂正審判を請求できる期間について、

特許庁の特許無効審判の審決に対する特許権者からの訴えがあった日から90日間に制限する。

(3) 審決取消し決定制度の導入

裁判所における特許無効審判の審決取消訴訟中に、特許権者から特許庁に対して、特許の訂正審判請求があった場合に、その訂正が認められる前であっても、裁判所は特許庁の特許無効審判をさらに審理させることが相当と認めるときは、事件を特許庁の審判官に差し戻すことができる。

3 特許制度の国際的調和

(1) 2以上の発明が、発明の単一性要件（複数の発明を1通の願書にまとめて出願できる要件）を満たすときは、1通の願書で特許出願することができる。

(2) 特許協力条約に基づく国際出願について、全締約国に出願したとみなす制度を導入する。

4 その他

(1) この法律は、一部を除き、平成16年1月1日から施行する。

(2) 実用新案法、意匠法及び商標法について、特許法の改正に準ずる所要の改正を行う。

【附帯決議】

政府は、知的財産創造の一層の推進とその適切な保護・活用を図ることにより、我が国の国際競争力を高めることが喫緊の課題であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 特許権等の的確かつ迅速な権利付与を実現するため、特許審査官の大幅な増員、外部人材の活用や先行技術調査におけるアウトソーシング機関の一層の活用など、更なる審査体制の整備強化に努めること。
- 2 我が国産業の基盤である中小企業者やベンチャー企業を支援する観点から、海外の減免措置制度の状況なども勘案し、個人を含めた中小企業に対する特許関係料金の使いやすしい減免措置等、支援体制の強化及び支援措置の周知徹底に努めること。
- 3 特許審査請求料を含めた特許関係料金体系は、我が国産業の国際競争力にかかわる問題であるため、出願人のトータルとしての実質的な経済的負担を軽減するとの観点から、附則の見直し期間にかかわらず、欧米における料金の動向等を踏まえて適宜見直し、検討を行うこと。
- 4 出願人が出願後審査請求前に調査報告書を入手できてそれにより自発的に審査請求の可否を判断できる制度や、十分な先行技術調査を伴っている場合には審査請求料を減額する制度等も含めた所要の対策について、審査負担軽減への効果、出願人の意見等を十分に勘案しつつ、検討すること。
- 5 審査請求期間の3年への短縮による審査請求件数の一時的急増に対処するため、審査待ち期間の長期化を防止することを可能とする対策を十分に検討すること。
- 6 実用新案制度について、存続期間の延長、保護対象の拡大等を含めた見直しを早急に検討すること。
- 7 電子政府の推進の観点から、特許に関しても、インターネット上での特許関連手続や特許関係料金の電子納付を早期に可能とするなど、出願人の利便性の向上に努めること。

- 8 職務発明規定の見直しに際しては、我が国の産業競争力の強化という基本的視点に立って、発明者の研究開発意欲の一層の増進と、相当の対価の確定性の向上による使用者の経営安定等の観点から、発明者と使用者のバランスに配慮して検討を行うこと。右決議する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第63号）

【要旨】

本法律案は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性の増大、経済社会の情報化等にかんがみ、事業者の営業上の利益を適正に保護し、事業者間の公正な競争を確保するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義の見直し

- (1) 他人の商品・営業の表示（商品の出所又は営業の主体を示す表示をいい、具体的には、人の業務に係る氏名、商号、商標等をいう。）として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の表示を使用した商品を電気通信回線（ネットワーク）を通じて提供して、他人の商品・営業と混同を生じさせる行為等が「不正競争」に含まれることを明確にする。
- (2) この法律にいう「物」には、プログラムが含まれることを明確にする。

2 不正競争による営業上の利益の侵害に対する民事的救済措置の整備

- (1) 損害賠償額の算定に当たり、営業上の利益を侵害した者が譲渡した物の数量に基づき妥当な損害額を算定する方式を導入し、損害額の立証を容易化する。
- (2) 使用料相当額の損害の賠償額の認定について、事件の具体的事情を考慮できるようにする。
- (3) 被告が侵害行為に関する物又は方法について否認するときは、自己の行為の具体的な態様を明らかにしなければならない。
- (4) 侵害行為を立証するために必要な書類の提出命令に関して手続を整備する。
- (5) 損害の計算を行うための計算鑑定人制度を設け、当事者は計算鑑定人に対して必要な事項を説明しなければならない。
- (6) 損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所が相当な損害額を認定することができる。

3 営業秘密に係る不正競争行為に対する刑事罰の導入

- (1) 次のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。
- イ 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で、使用し、又は開示した者
 - ロ イの使用又は開示の目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、記録媒体等を取得し、又は複製を作成して、営業秘密を取得した者
 - ハ 営業秘密を保有者から示された後、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為又は営業秘密の記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、記録媒体等を領得し、又は複製を作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者
 - ニ 営業秘密を保有者から示された役員又は従業者であって、不正の競争の目的で、

営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者
(2) (1)のイからニまでの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

4 施行期日

この法律は、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、知的財産創造の一層の推進とその適切な保護・活用を図ることにより、我が国の国際競争力を高めることが喫緊の課題であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 知的財産関係訴訟の手續における営業秘密の取扱いについて、早急に、その実効的な保護を図るための方策を検討し、結論を得ること。
- 2 営業秘密に係る不正競争行為に対して罰則が設けられることに伴い、営業秘密の開示を懸念して被害者が救済を求めないということがないように、捜査当局においては、的確かつ迅速な取締りに努めるとともに、政府において取締体制の拡充及び強化に努めること。
右決議する。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（閣法第64号）

【要旨】

本法律案は、近年の食品等における虚偽表示の続発により、表示に対する消費者の不信感が根強いことにかんがみ、表示に対して迅速かつ厳正に対処し、その適正化を図ることによって消費者の信頼を回復するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 商品又は役務の内容に関する合理的根拠のない表示の規制
公正取引委員会は、商品又は役務の内容について、実際のものよりも著しく優良であると示す表示等に該当するか否かを判断するため、必要があると認めるときは、表示をした事業者に対し、期間を定めて、表示の裏付けとなる合理的根拠を示す資料の提出を求め、資料の提出がないときは、不当表示として規制する。
- 2 排除命令に係る手續の改善
不当表示等の禁止規定に違反する行為に対する、公正取引委員会の排除命令の告示手續を廃止し、排除命令は排除命令書の謄本の送達により行う。
- 3 都道府県知事による指示規定の見直し
不当表示等に対して都道府県知事が指示できる対象として、違反行為の再発防止に必要な事項等を追加するとともに、違反行為が既になくなっている場合においても指示することができる。
- 4 罰金の上限額の引上げ
都道府県知事による事業者等に対する報告徴収、立入検査等に関し、妨害等を行った者に対する罰金の上限額を3万円から50万円に引き上げる。
- 5 施行期日
この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案（閣法第79号）

【要旨】

本法律案は、電気事業及びガス事業について、供給システム改革による安定供給の確保、環境への適合及びこれらの下での電力・ガス供給に関する需要家の選択肢の拡大を図るため、ネットワーク部門（送配電及びガス導管）における託送供給に係る情報の目的外利用の禁止等の措置を講ずるとともに、電源開発促進法を廃止し、電源開発株式会社を民営化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電気事業法の一部改正

(1) 電気事業

イ 特定規模電気事業者（特定規模の需要家に対し電気の小売を行う事業者）は、自らが維持・運用する電線路を介して特定規模電気事業を行おうとするときは、一定事項を経済産業大臣に届け出なければならない。なお、経済産業大臣は、その届出がその電線路を介して電気を供給する場所を供給区域に含む一般電気事業者（いわゆる電力会社）の電気の使用者の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、届出の内容の変更又は中止を命ずることができる。

ロ 一般電気事業者は、託送供給（いわゆる電力会社の送電ネットワークを利用した電気の供給）に係る料金その他の供給条件について託送供給約款を定め、経済産業大臣に届け出、公表しなければならないほか、託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務に関する会計を整理し、その結果を公表しなければならない。また、託送供給の業務に関して知り得た情報を目的外に利用する行為、並びにその託送供給の業務について特定の電気供給事業者に対し不当に利益を与え又は不利益を与える等の行為をしてはならない。

(2) 送配電等業務支援機関

イ 経済産業大臣は、送配電等業務の円滑な実施を支援することを目的として設立された法人であって、一定の基準に適合すると認められるものを、申請により、全国に一を限って、送配電等業務支援機関（以下「支援機関」という。）として指定することができる。

ロ 支援機関は、送配電等業務の実施に関する基本的な指針の策定、同業務の円滑な実施の確保に必要な電気事業者に対する指導、勧告等、同業務に関する情報提供及び連絡調整等の業務を行う。

2 ガス事業法の一部改正

(1) 一般ガス事業

一般ガス事業者（いわゆる都市ガス会社）は、託送供給に係る料金その他の供給条件について託送供給約款を定め、経済産業大臣に届け出、公表しなければならないほか、託送供給の業務及びこれに関連する業務に関する会計を整理し、その結果を公表しなければならない。また、託送供給の業務に関して知り得た情報を目的外に利用する行為、並びにその託送供給の業務について特定のガス供給事業者に対し不当に利益を与え又は不利益を与える等の行為をしてはならない。

(2) ガス導管事業

イ 「ガス導管事業」とは、自らが維持・運用する特定導管（一定規模以上の供給能力を有する導管）によりガスの供給を行う事業をいう。

ロ 一般ガス事業者以外の者は、ガス導管事業を営もうとするときは、特定導管の設置場所等を経済産業大臣に届け出なければならない。なお、その特定導管が一般ガス事業者の供給区域で設置される場合において、経済産業大臣は、その届出が当該一般ガス事業者のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、届出の内容の変更又は中止を命ずることができる。

(3) 大口供給

一般ガス事業者等による大口供給（一定数量以上の需要に応じて行う導管によるガス供給）に係る許可制を届出制に改める一方、経済産業大臣は、その届出に係る大口供給を行うことにより、一般ガス事業者の供給区域におけるガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認める場合等には、届出の内容の変更又は中止を命ずることができる。

3 電源開発促進法の廃止

電源開発促進法を廃止する。

4 附則

(1) この法律は、一部を除き平成17年4月1日から施行する。

(2) 財務大臣及び経済産業大臣は、一定の要件を備えていると認められる株式会社を、電源開発株式会社の株式の取得、管理及び売却を行う指定会社として指定することができる。

(3) 政府は、産業投資特別会計及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に所属する電源開発株式会社の株式を出資の目的として指定会社に出資することができる。

【附帯決議】

国民生活と経済活動の基盤となる電気事業及びガス事業の制度改革については、エネルギーの安定供給の確保や環境への適合を図りつつ、エネルギー需要者の利益を十分確保するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 我が国のエネルギーセキュリティと環境保全等の両立の観点から、原子力発電を中核的な電源と位置付け、原子力発電の開発・利用を推進するため、優先給電指令制度の整備など電力供給システムの一層の整備を図ること。

特に、原子力発電のバックエンド事業については、国の責任を明確化した上で、徹底した情報開示と透明性の高い国民的議論の下で、官民の役割分担の在り方、既存制度との整合性等を整理し、経済的措置等具体的な制度・措置の在り方について早急に検討を行い、平成16年末までに必要な措置を講ずること。

2 電力・ガス事業の将来の小売自由化範囲の拡大については、ユニバーサル・サービスや最終保障の在り方等の観点を踏まえ、今後、十分慎重に検討すること。

3 電力・ガスの安定的かつ効率的供給を確保するため、川上から川下まで一貫した体制で確実に電力・ガスの供給を行う「責任ある供給主体」が必要であることにかんがみ、一般電気事業者制度及び一般ガス事業者制度を存続させるとともに、本法施行後3年経

過時に予定される本改正の検証の際も、当該制度を存続した趣旨を十分尊重すること。

- 4 卸電力取引所の整備、託送制度の見直しなど本制度改正の具体的制度設計に当たっては、安定供給と環境適合を大前提に、公正かつ公平なルールに基づく市場環境の整備を行うこと。

また、振替供給料金の廃止に当たっては、送電線建設等に要するコストの公平・確実な回収、送電費用の負担に関する適切な精算、遠隔地電源立地の抑制の確保に留意して制度設計を行うとともに、消費者の理解が得られるような仕組みとすること。

なお、振替供給料金の廃止後の状況の推移を見て、これらについて不具合が生じるような場合には、直ちに振替供給料金の廃止の見直しを含めた振替供給制度の見直しを図ること。

- 5 送配電等業務支援機関については、いわゆる中立機関として送配電部門の公平性・透明性を確保するための機関であることにかんがみ、基本的な指針の策定等の支援業務の実施に当たっては、公平・透明な運用と安定供給の確保の観点に留意すること。
- 6 地球環境問題への対応等の観点から、分散型電源の導入が、地球環境負荷を高める電源に偏ることのないように配慮するとともに、燃料電池や太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの開発・利用を推進すること。
- 7 エネルギーセキュリティの確保や地球環境保全等に配慮したベストミックスの観点から、天然ガス利用の拡大を図るとともに、ガス体エネルギー確保のための積極的な資源外交に努めること。
- 8 電源開発基本計画の廃止に当たっては、電源立地の停滞や困難化を招来することのないよう、電源開発の円滑化のため引き続き必要となる地元合意形成の促進や関係省庁における許認可の円滑化など、これまで電源開発基本計画が有してきた意義や機能を承継する代替措置を講ずること。
- 9 電源開発株式会社については、民間会社としての自立的な経営基盤を早期に確立して同社を効果的かつ積極的に活用するため、指定会社による財務基盤の強化のための措置を確実に達成するとともに、完全民営化の趣旨にかんがみ、資本、人事の面において一層自主的かつ責任ある経営体制の確立が図られるように努めること。

右決議する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第82号）（先議）

【要旨】

本法律案は、化学物質の管理の一層の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、新規化学物質の審査及び規制をより効果的かつ効率的に行い、化学物質による環境の汚染をより確実に防止するための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的の改正

難分解性（自然的作用では化学的変化を生じにくい）の性状を有し、かつ、動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質を規制対象として追加する。

2 定義規定の改正

(1) 第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質の追加

難分解性及び高蓄積性の性状を有し、かつ、継続的に摂取される場合には高次捕食動物（食物連鎖を通じて化学物質を最も体内に蓄積しやすい生活環境動物）の生息・生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質を「第一種特定化学物質」に、また、難分解性の性状を有し、継続的に摂取される場合には生活環境動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある物質であって、広範な地域での相当程度の残留等から被害を生ずるおそれのある化学物質を「第二種特定化学物質」に追加する。

(2) 第一種監視化学物質及び第三種監視化学物質の新設並びに指定化学物質の名称変更

難分解性及び高蓄積性の性状を有するが、継続的に摂取される場合、人の健康を損なうおそれ又は高次捕食動物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあるかどうか明らかでない化学物質を「第一種監視化学物質」に、また、難分解性の性状を有し、動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質を「第三種監視化学物質」として新たに定義するとともに、従来の「指定化学物質」を「第二種監視化学物質」に名称を変更する。

3 新規化学物質に関する事前審査制度の見直し

(1) 新規化学物質の製造・輸入開始前の届出について、次に該当する場合はこれを要しない。

イ 取扱い方法（閉鎖系用途等）からみて環境汚染のおそれがないものとして経済産業大臣等の確認（以下「事前確認」という。）を受けた場合

ロ 新規化学物質の年間の製造等予定数量が政令で定める数量（1トン）以下である場合で、人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれがないこと等の事前確認を受けた場合

(2) 新規化学物質の年間の製造等予定数量が政令で定める数量（10トン）以下である場合の審査の特例

新規化学物質が、難分解性の性状を有するものの高蓄積性の性状は有さず、人の健康又は生活環境動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれがないこと等の事前確認を受けた場合、第二種監視化学物質及び第三種監視化学物質に該当するかどうか明らかでない段階でも、確認に係る数量まで製造・輸入できる。

(3) 経済産業大臣等は、製造等の届出に係る新規化学物質が第一種特定化学物質、第二種監視化学物質又は第三種監視化学物質に該当するか否かの判定を行う。

4 第一種監視化学物質及び第三種監視化学物質に関する措置

(1) 第一種監視化学物質及び第三種監視化学物質の製造者等は、毎年度、前年度の製造数量等を経済産業大臣に届け出なければならないものとし、経済産業大臣は、毎年度、前年度の各物質ごとの製造等の合計数量を公表する。

(2) (1)の化学物質が第一種特定化学物質又は第二種特定化学物質に該当するかどうか判定する必要があると認めるに至った場合、経済産業大臣等は当該物質の製造者等に対し、有害性調査及びその結果報告を指示することができる。

5 有害性情報の報告等

化学物質の製造者等は、報告対象物質の性状に関する試験を行った等の場合に、難分

解性等の性状を有するとの知見が得られたときは、その内容を経済産業大臣等に報告しなければならない。

6 その他

主務大臣は、1の製品が第一種特定化学物質使用製品として指定された場合、当該製品の回収等必要な措置を命ずることができるほか、規制に違反した行為者及び法人の罰則について所要の見直しを行う。

7 施行期日

一部を除いて、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 既存化学物質の安全性点検については、国際的な役割分担による有害性評価を促進するとともに、官民の連携による有害性評価の計画的推進を図ること。
- 2 リオ宣言第15原則に規定する予防的な取組方法を踏まえ、化学物質のリスク低減のための総合的管理方策の検討を進めること。
また、化学物質の妊婦・子供等への影響について検討すること。
- 3 土壌生態系を含め生態系全体への影響を客観的に評価・把握するための研究を推進し、知見の集積を図るとともに、生態毒性試験及び審査の実施のための体制の整備を急ぐこと。
- 4 内分泌攪乱作用が疑われる化学物質についての科学的知見の集積を促進するとともに、いわゆる化学物質過敏症に関する知見の集積を図り、その対応の在り方を検討すること。
なお、良分解性化学物質のリスク評価を推進し、必要な対策を講ずること。
- 5 化学物質に関する情報を積極的に公開し、化学物質に関する情報を市民や関係者が広く共有できる体系的なデータベースを整備するとともに、リスクコミュニケーションの推進を図ること。
- 6 事前確認により製造輸入が認められる新規化学物質について、事後監視の徹底を図ること。

右決議する。

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第83号） （先議）

【要旨】

本法律案は、揮発油と炭化水素以外の物との混合物が自動車用燃料として使用されることによる事故が発生している状況を踏まえ、揮発油等の炭化水素油とその他の物との混合物であって揮発油等と同等の性状を有するものについて、その品質を確保するために必要な措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義規定の拡充等

- (1) この法律において「炭化水素油」とは、炭化水素とその他の物との混合物又は単一

の炭化水素を含むものをいう。

- (2) この法律において「揮発油」とは、炭化水素油であつて、経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法による減失量加算90%留出温度（蒸留して留出した揮発油に常温で蒸発する揮発油分を加算したものが90%となるのに必要な温度）が180度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度以下のものをいう。
 - (3) この法律において「軽油」とは、炭化水素油であつて、経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法による90%留出温度が360度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度以下で、かつ、温度15度における比重が0.8757以下のもの（温度15度における比重が0.83以上で経済産業省令で定める試験方法による10%残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が経済産業省令で定める割合以上のもの、(2)に規定する揮発油及び(4)に規定する灯油を除く。）をいう。
 - (4) この法律において「灯油」とは、炭化水素油であつて、経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法による95%留出温度が270度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度以下のもの（(2)に規定する揮発油を除く。）をいう。
- 2 規格に適合しない、揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品の販売の禁止
揮発油販売業者が揮発油として消費者に販売してはならない自動車の燃料用揮発油には、揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて経済産業省令で定めるものを含む。
 - 3 揮発油輸入業者の届出義務に関する規定の整備
揮発油輸入業者は、自動車の燃料として販売又は消費するために揮発油を輸入したときは、遅滞なく、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。また、自動車の燃料以外のものとして揮発油を輸入した場合において、輸入後に当該揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、あらかじめ、同様の事項を届け出なければならない。
 - 4 罰金額の引き上げ
揮発油輸入業者における届出義務違反等の罰金である20万円以下を30万円以下に引き上げる。
 - 5 施行期日
この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年の経済のサービス化・ソフト化の進展に伴い、役務の委託に係る下請取引についても取引の公正化を図る観点から、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を下請代金支払遅延等防止法の対象として追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 対象となる委託取引の追加

(1) 金型の製造委託の追加

物品及びその半製品等の製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することを製

造委託に追加する。

(2) 情報成果物作成委託の追加

事業者が業として提供する若しくは請け負う情報成果物（コンピュータのプログラム、映画及び放送番組等のコンテンツ等をいう。以下同じ。）の作成を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成を他の事業者へ委託することを情報成果物作成委託として対象に追加する。

(3) 役務提供委託の追加

事業者が業として提供する運送、ビルメンテナンス等の役務（建設業を営む者が業として請け負う建設工事を他の建設業者に請け負わせることを除く。）を他の事業者へ委託することを役務提供委託として対象に追加する。

2 情報成果物作成委託及び役務提供委託における親事業者と下請事業者とを画する基準の追加

情報成果物及び役務（政令で定めるものを除く。）の作成委託等において、親事業者の資本の額又は出資の総額（以下「資本金等」という。）が5,000万円超の場合は、資本金等が5,000万円以下の事業者を下請事業者という。

また、親事業者の資本金等が1,000万円超5,000万円以下の場合は、資本金等が1,000万円以下の事業者を下請事業者という。

3 親事業者の遵守事項の追加

親事業者が行ってはならない行為として、下請事業者に自己の指定する役務を強制して利用させること及び自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることを追加する。

4 公表規定の削除による勧告の改正

公正取引委員会による勧告に対して親事業者が従わなかったときは、その旨を公表するとの規定を削除し、必要に応じて公正取引委員会が勧告を公表できるようにする。

5 罰金の上限額の引上げ

書面の交付義務違反、書類等の作成及び保存義務違反、検査忌避等についての罰金の上限額を3万円から50万円に引き上げる。

6 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案委員会修正

【要旨】

1 書面の交付に関する改正規定の削除等

親事業者が下請事業者に交付すべき書面について、製造委託等をした場合は「直ちに」交付しなければならないこととされている規定を「遅滞なく」交付しなければならないことに改める改正規定を削除する。ただし、当該書面に記載すべき事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を

記載した書面を下請事業者に交付しなければならないものとする。

2 親事業者の遵守事項の追加

親事業者が下請事業者に対し製造委託等をした場合は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならないものとする。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 親事業者と下請事業者を画する資本金基準等の在り方については、事業者間の委託取引の実態把握を踏まえ、状況に合わせ検討すること。
- 2 プログラム制御機器のプログラムの作成委託が情報成果物作成委託に含まれることを、公正取引委員会の下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準等において明確にすること。
- 3 物品の製造のために使用され、製造する物品と密接不可分な関連性があり、転用可能性がない特殊工具等の製造委託については、その実態の把握に努め、金型の製造委託と同様の状況があると認められる場合には下請代金支払遅延等防止法の対象とすることについて検討すること。
- 4 下請取引の公正及び下請事業者の利益の保護をより一層促進する観点から、5年以内に情報成果物作成委託及び役務提供委託に係る本法の施行状況を勘案し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 5 本法の円滑かつ実効性のある運用を図るため、下請取引検査官等、執行体制の強化を図ること。

右決議する。

下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第91号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近におけるサービス産業の発展等にかんがみ、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を下請中小企業振興法の対象として追加するとともに、振興事業計画に基づく事業を実施する下請事業者に対して中小企業信用保険法の特例措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 下請事業者の範囲の拡大

下請事業者の定義に、自己より資本の額若しくは出資の総額又は従業員数が大きい事業者（親事業者）から委託を受けて、情報成果物（プログラム、放送番組等）の作成、役務（運送、ビルメンテナンス等）の提供、物品の修理を業として行う中小企業者を加える。

2 振興事業計画の作成主体の拡大

親事業者及び事業協同組合その他の団体（政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。）であってその構成員の大部分が当該親事業者の下請事業者で

あるものを、振興事業計画の作成主体とする。

3 中小企業信用保険法の特例

振興事業計画の承認を受けた下請事業者が、同計画に従って行う振興事業に必要な資金を調達するため、同事業を行う親事業者に対する売掛金債権を担保に借入れを行う場合、その借入れについて信用保証協会が保証した保証債務を対象とする売掛金債権担保保険の保険限度額を倍額にするとともに、保険料率を引き下げる。

4 罰金の上限額の引上げ

振興事業計画の実施状況についての主務大臣への報告の忌避、虚偽報告に係る罰金の上限額を3万円から50万円に引き上げる。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（先議）

【要旨】

本法律案は、金利水準の低下や株価の低迷等により、資産運用の利回りが低下するなど小規模企業共済制度を取り巻く資産運用環境が厳しさを増している状況を踏まえ、本制度の長期的な安定を確保するため、共済金額の見直し等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

1 共済金額及び解約手当金額規定等の政令事項化

- (1) 共済契約者（加入者）に支給する共済金及び解約手当金の額は、納付された掛金及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率並びに共済事由の発生の見込数及び共済契約の解除の見込数を勘案して、掛金区分に係る掛金納付月数及び共済事由等に応じ政令で定める。
- (2) (1)の政令を制定し、又は改正する場合における経過措置について政令で定めることができる。
- (3) 共済金を分割払の方法により支給する場合に、共済金の額に乗ずる分割支給率は、政令で定める。

2 資産運用責任の明確化

- (1) 中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）は、小規模企業共済勘定余裕金（以下「余裕金」という。）の運用に関して、運用の目的その他経済産業省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。
- (2) 事業団は、余裕金を運用する場合、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき余裕金の運用に関する基本方針に沿って運用すべきことを、経済産業省令で定めるところにより、示さなければならない。
- (3) 事業団の理事長、副理事長及び理事は、余裕金の運用の業務について、法令等を遵守し、事業団のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- (4) 事業団の理事長、副理事長及び理事は、自己又は事業団以外の第三者の利益を図る目的をもって、特別の利益の提供を受け、又は受けるために、余裕金の運用に関する

契約を事業団に締結させること等の行為を行ってはならない。

3 その他

- (1) この法律は、一部を除き、平成16年4月1日から施行する。
- (2) 共済契約のうち、この法律の施行前に共済事由が生じたものに係る共済金の額の算定については、なお従前の例による。
- (3) 共済契約のうち、この法律の施行前に共済事由が生じたものに係る共済金を分割支給する場合の分割共済金の額等については、当該分割払の請求がこの法律の施行前に行われた場合に限り、なお従前の例による。
- (4) この法律の施行前に効力を生じた共済契約のうち、この法律の施行後に共済事由が生じたものに係る共済金の額の算定に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 小規模企業共済制度が小規模企業者への資金供給、公的年金制度の補完等の役割を担っていることにかんがみ、その資産運用等制度運営に係る厳格な責任を明確化するとともに、外部評価システムの導入など事業運営の一層の透明化に努めること。
- 2 加入者が共済制度の運営状況を的確に把握できるよう、徹底した情報公開を進めること。また、新たな共済契約者の勧誘においては、予定利率の変遷や法改正に伴い予定利率が政令に委ねられていることなどを十分説明するとともに、予定利率変更の可能性のあることを周知徹底すること。
- 3 小規模企業共済制度の運営に当たっては、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 4 中小企業総合事業団における小規模企業共済制度の運用に当たっては、同事業団の独立行政法人化関連法案に対する附帯決議の趣旨を踏まえ、その適正な執行に努めること。
右決議する。

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（先議）

【要旨】

本法律案は、平成14年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を実施する一環として、経済産業省関係の9法律に基づく検査、登録等の事務・事業について、経済産業大臣がこれを行わせる者を指定・認定する制度から、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者がこれを行う制度へと改める等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 計量法の一部改正

計量器の校正等を行う事業者について、経済産業大臣の認定を受けることができる制度を、経済産業大臣の登録を受けることができる制度に改める等所要の改正を行う。

2 半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正

回路配置利用権（回路配置の創作者によるその回路配置の排他的利用権）等の登録に

関する事務について、経済産業大臣が指定した者（指定登録機関）が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

3 消費生活用製品安全法の一部改正

特別特定製品（乳幼児ベッド等）の技術基準への適合性検査に関する事務について、主務大臣の認定・承認を受けた者（第三者検査機関）が実施する制度を、主務大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正

特定液化石油ガス（プロパンガス）器具等の技術基準への適合性検査に関する事務について、経済産業大臣の認定・承認を受けた者（第三者検査機関）が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

5 ガス事業法の一部改正

(1) ガス工作物（ガス精製設備等）の使用前検査（技術基準への適合性を担保する検査）に関する事務について、経済産業大臣が認定した者（認定ガス工作物検査機関）が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

(2) 特定ガス用品（ガストーブ等）の技術基準への適合性検査に関する事務について、経済産業大臣の認定・承認を受けた者（第三者検査機関）が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

6 電気用品安全法の一部改正

特定電気用品（電気温水器等）の技術基準への適合性検査に関する事務について、経済産業大臣の認定・承認を受けた者（第三者検査機関）が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

7 揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正

揮発油、灯油、軽油に関する品質の分析を生産業者等から受託し、規格に対する適合性検査を実施する事務について、経済産業大臣が指定した者（指定分析機関）が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

8 電気事業法の一部改正

(1) 安全管理審査に関する事務（発電所等の設置者が行う自主検査の検査方法等その実施体制を審査する事務）について、経済産業大臣が指定した者（指定安全管理審査機関）が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

(2) 一般用電気工作物の技術基準への適合性に係る調査業務（一般家庭の屋内配電設備等の適合性調査等）に関する事務について、経済産業大臣が指定した者（指定調査機関）が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

9 火薬類取締法の一部改正

火薬類取締法に定める火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状の交付事務を、指定試験機関へ委託することができることを法律に明記する。

10 施行期日

一部を除いて、この法律は、平成16年3月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（16件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※3	株式会社産業再生機構法案	衆	15.1.28	15.3.24	15.4.1 可決 附帯	15.4.2 可決	15.2.26 経済産業	15.3.19 修正 附帯	15.3.20 修正
○15.3.24 参本会議趣旨説明 ○15.2.20 衆本会議趣旨説明									
4	株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆	1.28	3.24	4.1 可決	4.2 可決	2.26 経済産業	3.19 可決	3.20 可決
○15.3.24 参本会議趣旨説明 ○15.2.20 衆本会議趣旨説明									
5	産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案	衆	1.28	3.24	4.1 可決 附帯	4.2 可決	2.26 経済産業	3.19 修正	3.20 修正
○15.3.24 参本会議趣旨説明 ○15.2.20 衆本会議趣旨説明									
※7	公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案	衆	1.31	3.27	4.1 可決 附帯	4.2 可決	3.18 経済産業	3.26 修正 附帯	3.27 修正
※11	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案	衆	2.4	4.16	4.24 可決 附帯	4.25 可決	3.18 経済産業	4.2 可決 附帯	4.3 可決
○15.4.16 参本会議趣旨説明 ○15.3.18 衆本会議趣旨説明									
※12	発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案	衆	2.4	4.16	4.24 可決 附帯	4.25 可決	3.18 経済産業	4.2 可決 附帯	4.3 可決
62	特許法等の一部を改正する法律案	衆	2.28	5.12	5.15 可決 附帯	5.16 可決	4.14 経済産業	4.23 可決 附帯	4.24 可決
63	不正競争防止法の一部を改正する法律案	衆	2.28	5.12	5.15 可決 附帯	5.16 可決	4.14 経済産業	4.23 可決 附帯	4.24 可決
64	不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案	衆	2.28	5.12	5.15 可決	5.16 可決	4.15 経済産業	4.23 可決	4.24 可決
79	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案	衆	3.7	5.27	6.10 可決 附帯	6.11 可決	5.6 経済産業	5.14 可決 附帯	5.15 可決
82	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案	参	3.7	4.11	4.17 可決 附帯	4.18 可決	5.13 経済産業	5.21 可決 附帯	5.22 可決
83	揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案	参	3.7	4.11	4.17 可決	4.18 可決	5.13 経済産業	5.21 可決 附帯	5.22 可決
90	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	参	3.11	5.19	5.27 修正 附帯	5.28 修正	5.29 経済産業	6.11 可決 附帯	6.12 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
91	下請中小企業振興法の一部を改正する法律案	参	15. 3. 11	15. 5. 19	15. 5. 27 可決	15. 5. 28 可決	15. 5. 29 経済産業	15. 6. 11 可決	15. 6. 12 可決
92	小規模企業共済法の一部を改正する法律案	参	3. 11	5. 19	5. 27 可決 附帯	5. 28 可決	5. 29 経済産業	6. 11 可決	6. 12 可決
112	公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案	参	3. 17	4. 24	5. 8 可決	5. 9 可決	5. 20 経済産業	5. 30 可決 附帯	6. 3 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
154 回 5	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	木俣 佳丈君 外3名 (14. 3. 6)			14. 7. 19					
					○15. 5. 27 撤回申出 ○15. 5. 27 撤回 (委員会許可)					